電波利用電子申請　入力ガイド
（RFID登録局　包括登録申請）

注意事項

・本資料の内容は作成日時点のものです。
・電子申請の操作方法について不明点があった場合は、以下にお問い合わせください。
　お問い合わせ｜サポート｜電波利用電子申請

・電波利用電子申請を用いて包括登録申請を行った場合は、電子免許状が交付されます。
　書面での交付はありませんので、返信用封筒の提出は不要です。

関東総合通信局
無線通信部陸上第三課　新聞・貨物担当

令和８年９月１日

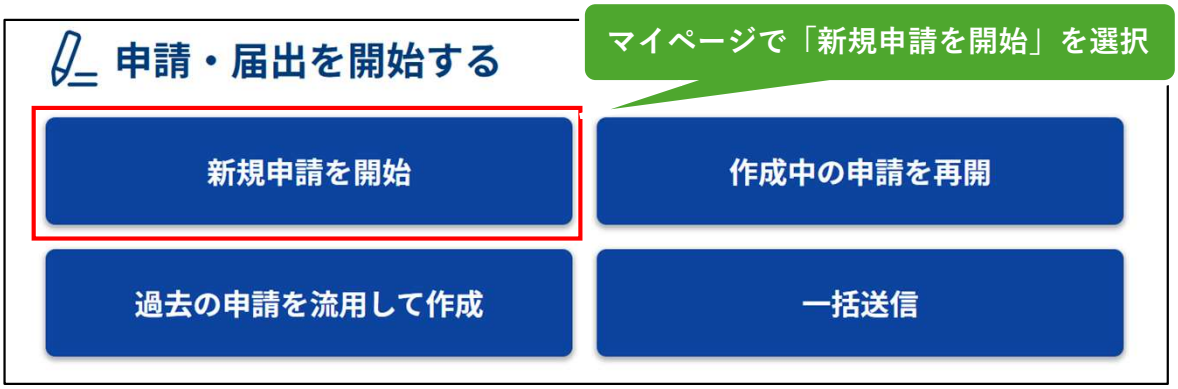
申請・届出を開始する
マイページで「新規申請を開始」を選択
新規申請を開始
作成中の申請を再開
過去の申請を流用して作成
一括送信

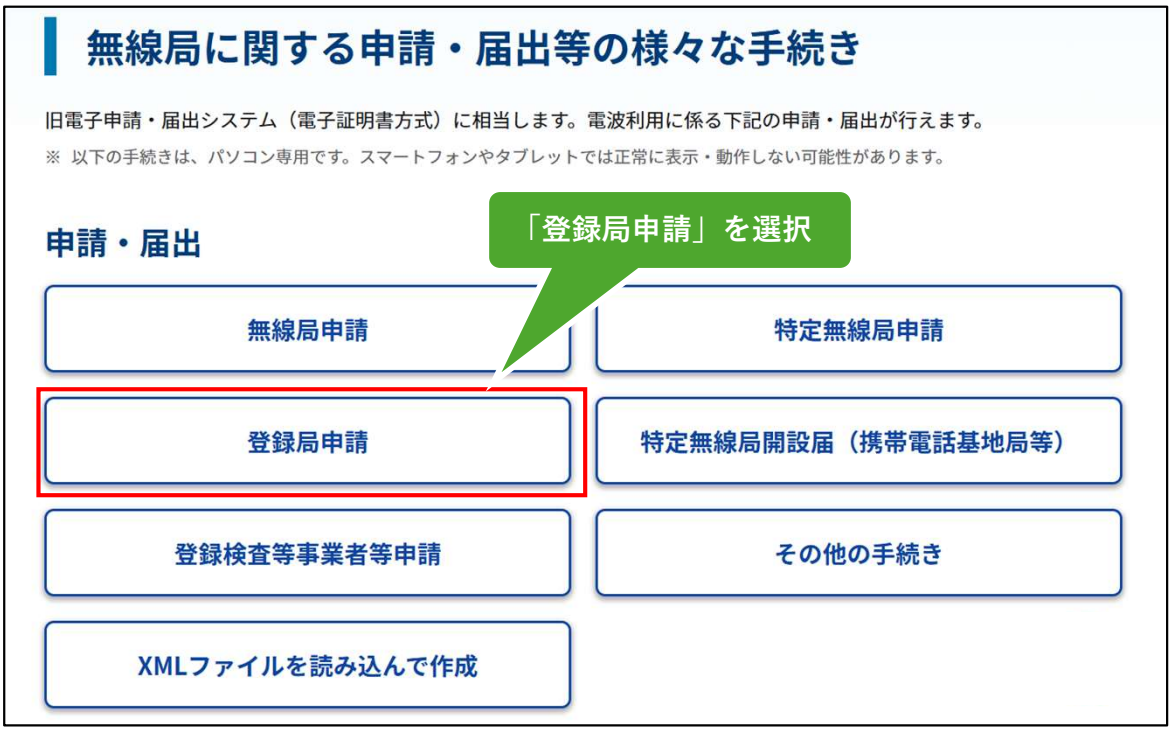
無線局に関する申請・届出等の様々な手続き
旧電子申請・届出システム（電子証明書方式）に相当します。電波利用に係る下記の申請・届出が行えます。
※ 以下の手続きは、パソコン専用です。スマートフォンやタブレットでは正常に表示・動作しない可能性があります。
申請・届出
「登録局申請」を選択
無線局申請
特定無線局申請
登録局申請
特定無線局開設届（携帯電話基地局等）
登録検査等事業者等申請
その他の手続き
XMLファイルを読み込んで作成

個別／包括　　：「包括」
宛先　　：「関東総合通信局長」
担当部課　　：「無線通信部陸上第三課」
申請（届出）区分：「新設申請」
無線設備の規格　：「900MHz帯構内無線局に係るもの」または
「920MHz帯移動体識別用陸上移動局（無線設備規則第49条の34第２項）」

※「無線設備の規格」は、任意に選択が可能です。
構内無線局と陸上移動局の違いについては、総務省｜関東総合通信局｜RFID（電波による個体識別）の申請にてご確認ください。

■ 申請種別選択

申請種別	登録局申請
個別／包括 必須	○ 個別 ◉ 包括
宛先 必須	関東総合通信局長
担当部課	無線通信部陸上第三課
申請（届出）区分 必須	新設申請
無線設備の規格 必須	９２０MHz帯移動体識別用陸上移動局に係るもの（無線設備規則第49条の34第２項）
無線局の種別コード	ML　陸上移動局
無線局の種別補足コード	X　補足なし
文書番号	ヘルプ

マイページに戻る

上記を入力後、「申請情報入力」を押下

申請情報入力

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
└ 無線局包括登録 申請、変更、再免許

1 2

申請書

宛先	必須	関東総合通信局長
担当部課		無線通信部陸上第三課

「自動入力」を押下。修正が必要な場合は編集で修正

・法人は必ず登記されている本社（本店）住所で記入すること。
工場・支店等では受付不可。
国税庁「法人場号公表サイト」と同一にしてください。

■ 申請者 必須

自動入力　編集

法人・団体・個人の別	◉ 法人 ○ 団体 ○ 個人
住所	都道府県 - 市区町村コード 13(東京都) - 13101(千代田区) 〒（ 102 - 8795 ） 九段南１－２－１
氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) カントウソウゴウツウシンカブシキガイシャ　カントウ　タロウ (漢　字) 関東総合通信株式会社　関東　太郎

■ 代理人情報

委任	◉ 委任しない ○ 委任する(電子委任状を含む) ○ 委任する(電子委任状を含まない) ヘルプ

以下の場合は、「委任する」を選択した上で、委任状の添付が必要です。
・代理人が申請を行う場合
・申請者が、GビズIDメンバーアカウントを用いて申請を行う場合
詳しくは次のページをご覧ください。

委任について

・申請者が、電子証明書でログインし、申請する場合
・申請者が、GビズIDプライムアカウントでログインし、申請する場合

→「委任しない」を選択　　⇒８ページへ進む

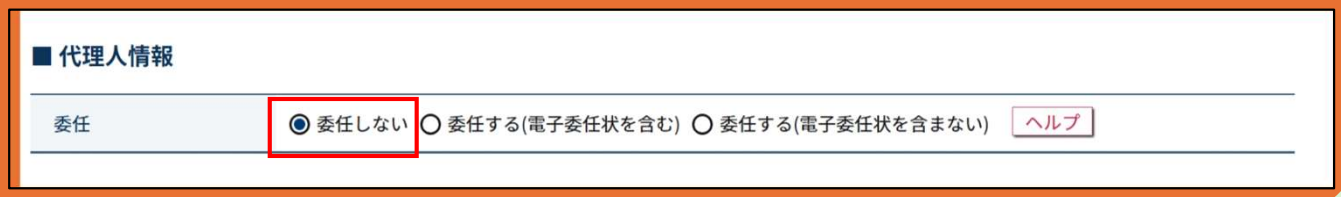

・申請者ではなく、代理人がログインして申請を行う場合
・申請者が、GビズIDメンバーアカウントでログインし、申請する場合

→以下を確認の上、「委任する」を選択

①「委任する（電子委任状を含む）」の場合

以下のような内容の電子委任状をすでに作成済みの場合、「委任する（電子委任状を含む）」を選択
　委任者：申請者の法人の代表者
　受任者：代理人または、申請者の法人のGビズIDメンバーアカウントの方

※新規で電子委任状を作成する場合は、委任情報の登録手順｜ご利用ガイド｜電波利用電子申請をご覧ください。

（次ページに続く）

①「委任する（電子委任状を含む）」の場合（続き）

②「委任する（電子委任状を含まない）」の場合

①に該当しない場合、「委任する（電子委任状を含む）」を選択
＜例＞
・以下のような内容の包括委任状または委任状（PDF）をすでに作成済みの場合
　委任者：申請者の法人の代表者
　受任者：代理人または、申請者の法人のGビズIDメンバーアカウントの方

※新規で委任状（PDF）を作成する場合は、作成例として総務省 電波利用ポータル｜申請書等のダウンロード｜委任状の様式をご覧の上、作成してください。

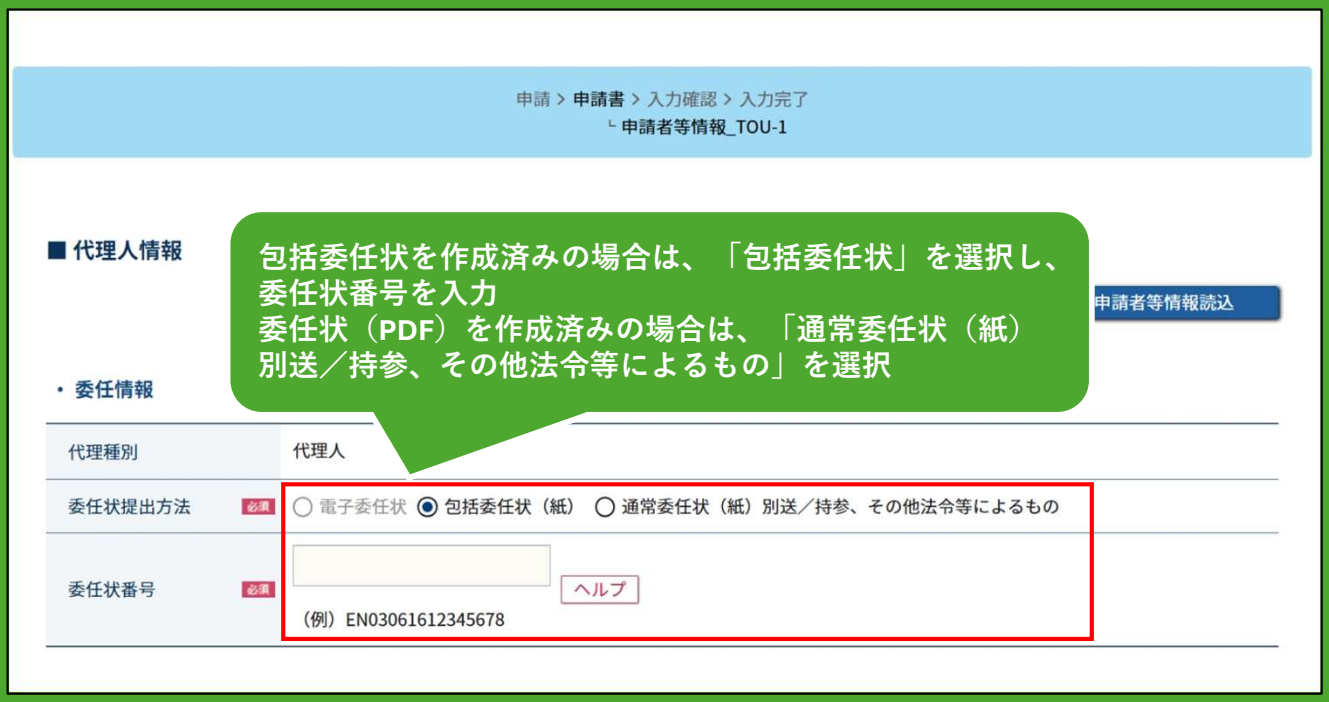

（次ページに続く）

②「委任する（電子委任状を含まない）」の場合（続き）

委任状（PDF）を作成済みの場合は、申請後半の「添付書類」で、委任状（PDF）を添付して提出（詳しくは13ページ）

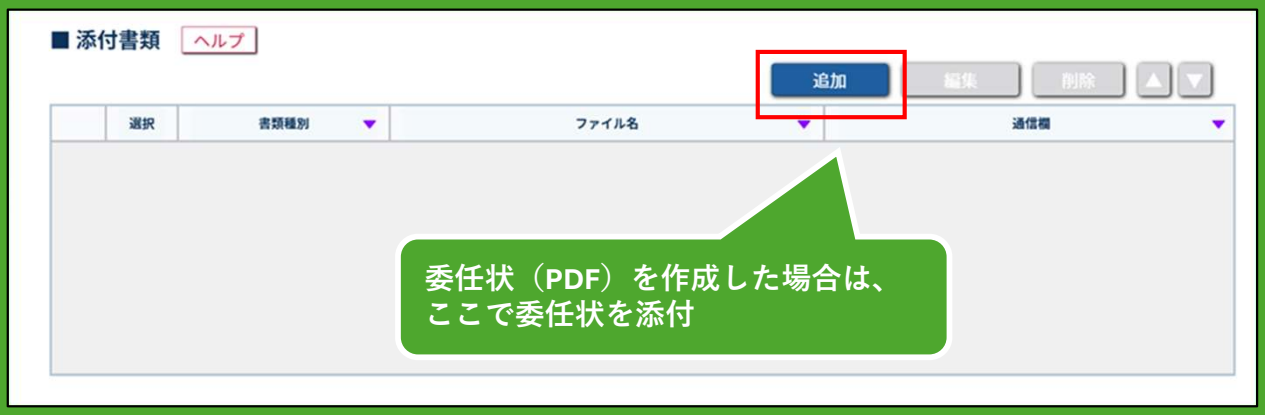

■ 電波法第27条の24第２項第１号への該当の有無

欠格事由	必須	○ 有　◉ 無

2年内に電波法に違反したことがない場合は、「無」を選択

■ 無線局に関する事項

無線設備の規格	９２０MHz帯移動体識別用陸上移動局に係るもの（無線設備規則第49条の34第２項）

「全総合通信局（全国）」を選択

・無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲 必須　ヘルプ

追加　編集　複製　削除　全削除　全総合通信局（全国）　全都道府県

	選択	設備設置区分	総合通信局	都道府県	市区町村
1	☐	移動範囲	関東総合通信局		
2	☐	移動範囲	信越総合通信局		
3	☐	移動範囲	東海総合通信局		
4	☐	移動範囲	北陸総合通信局		
5	☐	移動範囲	近畿総合通信局		

・周波数及び空中線電力 必須
ヘル
「追加」を押下
追加
編集
複製
削除
選択
周波数情報
空中線電力
テンプレート
附款
0/2500
ヘルプ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
└ 周波数(子)-1
■ 周波数情報
・電波の型式等情報
ヘルプ
追加
複製
削除
選択
占有周波数帯幅
電波の型式
・周波数詳細 必須
ヘルプ
「追加」を押下
追加
編集
複製
削除
選択
周波数情報
周波数の注

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
└ 周波数(孫)-1
・入力形式：「ポイント形式」
・周波数　：「916.8MHz」
■ 周波数詳細
入力形式
必須
ポイント形式
周波数
必須
916.8
MHz
ヘルプ
間隔
波数自動計算
ヘルプ
波数
波
ヘルプ
周波数の注
ヘルプ
キャンセル
上記を入力後、「OK」を押下
OK

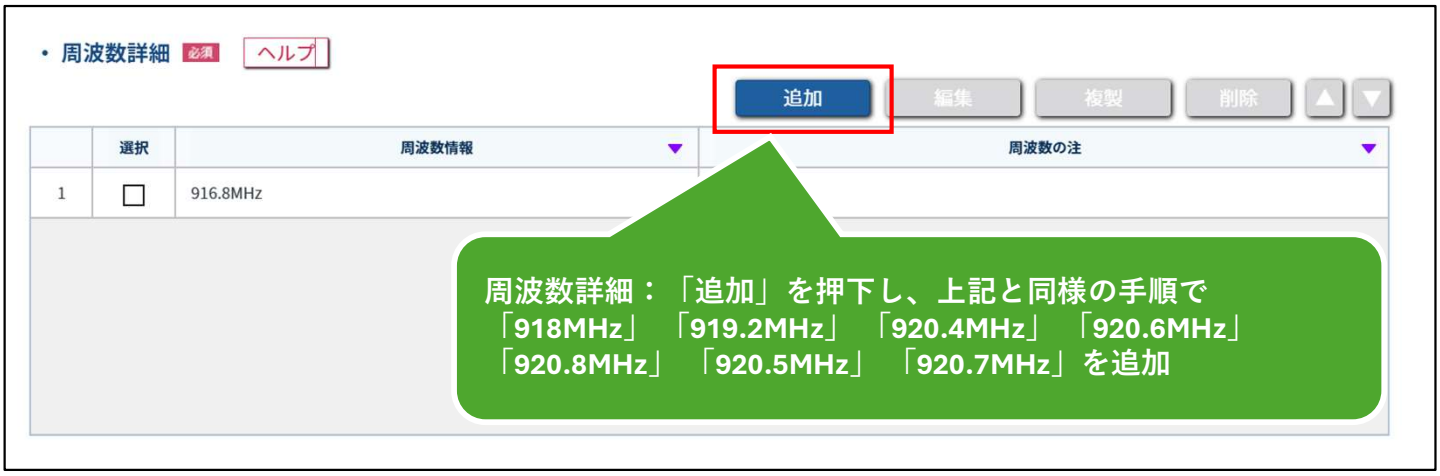
・周波数詳細
必須
ヘルプ
追加
編集
複製
削除
選択
周波数情報
周波数の注
1
916.8MHz
周波数詳細：「追加」を押下し、上記と同様の手順で
「918MHz」「919.2MHz」「920.4MHz」「920.6MHz」
「920.8MHz」「920.5MHz」「920.7MHz」を追加

・周波数詳細 必須
ヘルプ
追加
編集
複製
削除
選択
周波数情報
周波数の注
1 916.8MHz
2 918MHz
3 919.2MHz
4 920.4MHz
5 920.6MHz
空中線電力 必須
1
W
ヘルプ
「1W」と入力
条件等
0/2500
ヘルプ
キャンセル
上記を入力後、「OK」を押下
OK

■ 備考

・申請手数料

手数料適用除外	□手数料適用除外
手数料額	1950 円
手数料納付方法	電子納付

※表示される手数料は確定ではありません。申請完了後に送付される納付通知でご確認ください。

なお、納付通知書は郵便ではなく、メールで届きます。

備考	

納入告知書の送付先を「申請者住所以外」に希望する場合は
送付先を記入
部署名まで指定が可能。個人名の記載は不可

■ 電波利用料

□電波法第103条の２第14項に該当

・電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

（ □申請者と同一のため記載を省略します。 ） 編集 削除

住所	都道府県 - 市区町村コード 13 (東京都) - 13101 (千代田区) 〒（ 102 - 8795 ） 九段下１－２－１
部署名	(フリガナ) ムセンブ ムセンカ (漢　字) 無線部 無線課

■ 申請の内容に関する連絡先
申請内容に関する問い合わせ先を記入
※日中連絡が可能な連絡先を必ず記載してください。
所属
無線部　無線課
所属フリガナ
ムセンブ　ムセンカ
ヘルプ
氏名
九段　みなみ
ヘルプ
氏名フリガナ
クダン　ミナミ
ヘルプ
電話番号
0300000000
ヘルプ
電話番号補足
ヘルプ
電子メールアドレス
ヘルプ
■ 添付書類
ヘルプ
追加
編集
削除
選択
書類種別
ファイル名
通信欄
委任状（PDF）を作成した場合は、
ここで委任状を添付
マイページに戻る
「次ページ」を押下
次ページ
一時保存
入力完了

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
└ 別表第二号の五 P1

1 2

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

■ 無線局の種別

種別	陸上移動局
種別補足	補足なし

使用を開始する見込みの日にちを記入

■ 4 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日 必須	令和 9 年 1 月 1 日

■ 5 希望する登録の有効期間

希望する登録の有効期間	年 月 日

最長の有効期間を希望する場合は空白

有効期間を、最長より短く希望する場合のみ記入
※最長の有効期間は、無線局の局種によって異なります。
　構内無線局の場合：５年間
　陸上移動局の場合：４年をこえて、５年以内の５月31日まで

■ 6 開設の目的
目的
必須
在庫管理のため。
ヘルプ
開設の目的コード1
必須
一般業務用
開設の目的コード2
開設の目的コード3
開設の目的コード4
目的： RFID等の利用目的を記入
例）在庫管理のため。資材管理のため。
開設の目的コード：一般業務用
・無線局の目的・通信事項一覧
ヘルプ
選択
コード
無線局の目的
通信事項
使用予定の無線機の台数を記載。
実際の運用は、この数より増えても問題はありません。
■ 9 備考
見込み開設局数
必須
2
局
ヘルプ
備考
0/2500
ヘルプ
入力内容確認後、「入力完了」を押下
マイページに戻る
前ページ
一時保存
入力完了

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了

登録局申請

■ 一時保存

ここまで入力したデータを一時保存する場合は、
一時保存名を入力して、「入力内容を保存する」ボタンを押してください。
一時保存名を入力しない場合、「タイトル未設定」として保存されます。
一時保存した申請を再開する場合は、「作成中の申請を再開」から保存時の一時保存名を選択してください。

一時保存名	タイトル未設定	ヘルプ

入力内容を保存する

■ 送信確認

データを送信する場合は、「送信」ボタンを押してください。
入力内容を確認・印刷する場合は、「内容確認」ボタンを押してください。
内容を修正する場合は、「編集」ボタンを押してください。

編集

チェック状態	済
申請者名	関東総合通信株式会社
宛先	関東総合通信局長

※ チェック状態が「未」となっているデータは、入力画面で「入力完了」ボタンを押していないため
データ・チェックが行われていません。
「送信」する場合は「編集」ボタンから画面を開き、入力内容の確認後に「入力完了」ボタンを押してください。

マイページに戻る

入力内容確認後、「送信」を押下

送信　内容確認